

令和4年 第8回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年8月10日(水)										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前11時00分～午前11時45分										
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 小椋 清美</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">3番 難波 基訓</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">5番 正影 博一</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	3番 難波 基訓	8番 北山 政士	4番 柳井 正信	9番 近藤 克己	5番 正影 博一	10番 川口 肇司	6番 河中 司	
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之										
3番 難波 基訓	8番 北山 政士										
4番 柳井 正信	9番 近藤 克己										
5番 正影 博一	10番 川口 肇司										
6番 河中 司											
不応招委員	2番 石原 睦祐、11番 竹下 桂輔										
出席委員数	9名										
欠席委員数	2名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己 (産業観光課 課長) 課長補佐 角田 貴之 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)										

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第33号 非農地証明願について
日程第4	議題第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議題第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議題第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議題第37号 農業委員の辞任について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	3番 難波 基訓 4番 柳井 正信

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>会長 川口</p>	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、3番 難波 基訓、4番 柳井 正信 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 議案第33号、非農地証明願について、この議案の16番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>失礼します、令和4年第8回農業委員会、議案2ページをお開きください。</p> <p>議案第33 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号16 申請人、●●、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は202㎡、現況内容は山林で、申請内容は、約30年前に植林し、山林になっており、耕作しておらず、農地として使用できないため。</p> <p>以上、1件でございます。</p> <p>去る8月1日、非農地証明事務要領による現地確認のため、役員にお集まりいただきました。今回の議案につきましては、山林であり事務局が用意した航空写真、現況写真をご覧いただき、明らかに要領の案件を満たすものとの判断を頂き、非農地として報告させていただきます。以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これは●●氏が持ってきたんじゃないしに、最初は●●法人が持ってきたんじゃないろ</p> <p>で、売買する場合は永年にした場合、今の説明では永年で山林にするということなんじゃけど、これは売買を目的にして出しとんならまた違うことにならんかなということをとった。</p> <p>ここで地目の変更を、農地を非農地にして、山林にしたら今度売買が自由に出来るんじゃない、それを持ってきた人間は●●氏じゃないしに●●法人がもって来とんじゃ、それを受け付けたんじゃない、じゃけんそんな時には農業委</p>

員会で、4条で申請しようと言うたら、今度はそのまま、畑を山林の地目変更の書類で行くんじゃという●●法人に説明をした

じゃけど、それはおかしかろ、人のものをまだあれしとんのは、売買が決まっとんならそういうこと出来るし、売買じゃったら非農地じゃけん売買出来んでと、その条件を満たしとかんとな、農地を買うんなら、そのもんが揃うとんならええけど、そういう条件で農地を山林にする、地目変更の手続きじゃったらおかしかろという話なんじゃけど、売れとんなら本人で、●●氏が持っとんじゃけど、そこら辺の要綱がはっきりしてないんで、本当は申請人が、本当は売る、はよ言えば売るつもりがあっても申請をするのは●●氏が来て●●氏がせにゃいけんのを、●●法人が来て先にあんなの手続きをしてないのをこういう書類を出して来とるということがおかしい事はないかな

●●法人自体は今の地目変更をして、何になっとんかな

5か所ほど、3か所か、去年から言えば6か所くらい地目変更、資材置場でしとんじゃけど、はよ言えばほとんど使こうてない状況、最初は資材置場でしてくれってゆうとんじゃけんな

事務局長 小椋

ちょっとそれじゃあ経過を、今会長が説明せさせていただきましたように、当初は非農地証明願で同じように出てきました

で、周辺が●●法人が土砂採り場とかそういったもので、一体的に整備されているところで、もしそういうような計画があるんだったら、4条5条の転用で出されたらいかがですかと、というようなことを役員会でも協議していただきまして、申し上げました

そしたら、次に出てきましたのが、資材置場で転用の計画が出てきました

で、ただ資材置場につきましては、昨年度皆さんに協議頂いて、特に業者の方が資材置場を整備するにあたっての厳しい基準を設けとります。

で、ご存じの通り、●●法人が今持たれております資材置場の所が十分に活用されてないという事がありますので、今の現状では資材置場としては、農業委員会としては難しいですと、という事を申し上げましたら、続いて出てきましたのが、山林にするという事で5条が出てきたというところでございます。

山林へ5条転用するのであれば、最終的には非農地証明で良いんじゃないかという事で、役員会でも協議頂いたんですけど、最終的にこういう形で出させて頂いてるという事です。

会長 川口

わしが言うのは、山林にするんじゃと、山林にするんじゃいうんなら●●氏が山林で置いとるんじゃいうんならええんじゃけど、売買を目的に●

●氏が売って、山林にするんかせんのかということになったら、ここで一応形式上通してしもうたら、●●法人の手に渡ったら、何でも出来ることになる。

今の状態では、うちは山林だったら認めようと、いう話をあれの時にしたと思うんじゃないけど、役員会の時には、でそれを●●氏が一回も来てないらしい、全部●●法人が出しとるということになる。

そういう時にはどういうふうな扱いをしたら

近藤委員

そうか、●●氏が全然

会長 川口

来てないんじゃない

主任 山崎

一番最初の非農地は●●氏が持って来られました

会長 川口

その時には売買して、●●法人に売買してそれをすることじゃったんじゃない

主任 山崎

そこまでは伺ってなかったんですけど、●●氏に前々回ですか、役員会でその話を頂いたんで、●●氏に確認すると、●●法人の話があるという話だったので、●●法人の方から連絡がこちらに入りまして、で、どういうふうな手続きをとということで、計画があるんでしたら5条で、先程事務局長が申したとおり、お伝えさせていただきまして、今の現状の非農地、山林での5条よりかは非農地という形で、ここに議案として挙げさせていただいているというふうな状況でございます

会長 川口

じゃけん、わしが思えば、今の非農地いうたら、●●氏が最終的に●●氏がこれを山林にするんじゃないと、山林のままでおるところじゃいうんだったらそれでえかろうという話で、敷地だけ●●法人がそれを持って行くんなら、自由になるような話の確認はしてない、するせんという確認は

主任 山崎

最終的に確認といいましょうか、その資材置場には出来ないのでってというようなお話は、条件をクリアしていないと

会長 川口

じゃけど、それじゃったら渡してしもうたら、今度は資材置場にしようが何にしようが、山林に変わって山林を買うたら誰の許可もいらん、何でも出来るようになってしまう

じゃけん、そこの確認じゃ、山林の状態で置いとけるんなら非農地証明でえかろうと、田んぼが山林になつとんじゃけん、いう判断、でその確

	認が取れとんか取れてないんか
主任 山崎	今現在では取れてないです 一応●●法人の方は石採り場の方の計画には入れれないのでというようなことは伺ってますが、●●氏からは特に何も話を、一番最初しかしてないんで
会長 川口	●●氏に出すんじゃけんな
事務局長 小椋	非農地証明自体が、現況が非農地かどうかという判断
会長 川口	農地じゃなかったらなんでもええわけじゃけん
事務局長 小椋	その証明だけになってしまうんで
近藤委員	じゃけん、売買したらもう次には何でも出来るというようなあれになってしまう
事務局長 小椋	現状、うちの農業委員会としての規準がそういう基準でもあるということころです
柳井委員	じゃけど基準はそれじゃけど、明らかにそういうて変更して、次に渡るような目に見えた話で、そうすることになればやっぱり何らかの条件付きかな、せんと、まったく初めから●●法人がおらな、見え隠れしてしもうとるけん、そこら辺をもっときちっとしとった方がええんじゃないかな、売るなどはいえんし
会長 川口	そうじゃ、売るなども言えんし、するんじゃけど、それを一番最初に受け付けを出したときから、その手続きを終了するまでに、●●氏がしとってくればえかったわけじゃ ほったら、一度決めた●●法人に資材置場でぎょうさん作りようるけん、あんたところには出んよ言うたら、今度は他人のものをこがいつこうてでも増やせれるということ 今度は誰の許可も要らんけんな、伐採届くらいでええんじゃろ 届はじゃけん受付にゃいけんわけじゃろ その辺の農業委員会としての規制がどこまで出来るかじゃ 法律的に、事務局としては難しいというふうに思うとるんじゃろう
事務局長 小椋	非農地証明願として

近藤委員

やり方としては、なんとなく納得いかんよな

難波委員

汚いやり方をしとるな思う

近藤委員

今、柳井委員いうように、●●法人が全然出来てないん、あれじゃけど

会長 川口

こりゃ、あんだけのもんじゃけん、まあええわいうのはあろうけど、その今まで何回もそういうことで農業委員会に無理難題いうたりしてきてるけんな、前回あっこの●●氏の息子のところでも、二回も三回もするし、駐車場するゆうていうたがん

近藤委員

あっこでも資材置場にするいうたけど全然何もしとらんな、●●の前

会長 川口

あれはだいたい農業委員会がすんだら、許可が出たらすぐ宅造してな、売話をしとった、わし、他所から聞いた、あれは絶対いけんでいうて言うたん、何いよん言うたら、宅地で売れるんか言うたら、なんし売れように、一年間手を付けられんし、だいたいが永年になつとろうが、いう話をしたんじゃ、

それから、どがいなもんなんじゃろ、許可とすりゃあ今言う非農地証明で出しさえすりゃあ、うちら何も法律にかからんけん、楽なのは楽なんじゃけど、相手が●●法人じゃけん、色々問題を起こしとる●●法人がいうてきてるんじゃけん

非農地証明願をせにやあええわけじゃ、それを言うたら

そのまま山林になつとるけど、道がついとんじゃけん、田んぼにしてくれんさいよいうて、道がついとんじゃけん

事務局長 小椋

それ、事務処理要領から言うたら、●●法人いうのがやっぱりあるんで、どうかいうところはあるんですけど、事務処理要領から言ったらこれはもう非農地とせざるえないということかなっていうのはあります

あと、条件を付けるかどうかいうのは今後協議も必要かもしれませんが、これに条件はなかなか

会長 川口

じゃけん、それは今言ようるのは、事務局としてのその要領とかそういうもんで判断しようるんじゃけど、ほんなら農業委員会が非農地証明を認めんいうことになれば、事務局でどうじゃこうじゃいうことじゃない、農業委員会が認めなんだんじゃということなると思う

せにやいけんいうもんじゃない、しても良いか悪いかいう願い出しとる

	<p>わけじゃけん、それに対してこっちが良いか悪いか判断すればええということじゃろ</p> <p>どがいするじゃろ、ほんと事務局から言うたら認めた方がすんなりいくいう</p>
北山委員	<p>今回の認めにゃいけんいうあれじゃろうけど、また問題なって●●法人が出てきて</p>
会長 川口	<p>あるいは、結果を待つということにしようか、開発にかかるとるけん</p>
事務局長 小椋	<p>これ以外の所ですか</p>
会長 川口	<p>開発書類きとるん</p>
主任 山崎	<p>8月の分に上がってます。</p>
会長 川口	<p>もう時期が来たけん、一回また3年にいっぺんか、開発でせにゃいけんそれを含んどるんか含んでないんか見て、含んでなかったら</p>
主任 山崎	<p>含んでなかったそうです、まちづくり課に一応確認はしました</p>
会長 川口	<p>その書類は出ん</p>
主任 山崎	<p>今すぐにはちょっと持ってきてはないですが、出してもらいましょうか</p>
会長 川口	<p>あれは22日だった</p> <p>ま、ちょっとこれは飛ばして次の、先に行ってもよろしいか</p>
	<p>日程第4 議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の3番から5番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案3ページをお開きください。</p> <p>議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号3 申請人 ●●、●●、土地の所在は、●●、田、950㎡、転用計画の用途及び事由は、露天駐車場、●●法人の従業員等の駐車場として使用、期間は永年、施設の概要は露天駐車場、30台、950㎡、資金</p>

計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●水利組合の承諾、●●土地改良区の承諾を得られております。

番号4 申請人 ●●、●●、土地の所在は、●●、田、303㎡、転用計画の用途及び事由は、農家住宅、孫の成長に伴い手狭となった現在の建物を息子家族へ譲り、高齢者の母親が暮らしやすい建物と農業用倉庫を建築する、期間は永年、施設の概要は、農家住宅、住宅及び農業用倉庫、資金計画は●●、第一種農地、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に分類、令和4年5月12日、農振地用途変更されております。●●水利組合の承諾、●●土地改良区の承諾を得られております。

この案件につきましては、補足説明をさせていただきます。44番の案件でございます、次の議案、第35号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号21番の案件と、一体的に整備される農家住宅として申請されているものでありまして、全体面積として●●㎡となります。

以前、当委員会において、一般住宅の規準である原則500㎡について協議頂き、この原則についてご判断頂いたところでございますが、この基準が記載されておりますのが、平成20年3月制定、最終改正が平成27年4月1日の農地転用許可に係る審査基準というのがございます。

これには転用の目的が、住宅である場合の、一般基準が示されておまして、農地転用許可に係る、すいません、転用の目的が住宅以外、農家住宅としての面積につきましては、1,000㎡という基準を示されております。

で、今回の案件につきましては、この基準を満たすものとして、農家住宅としての提案をさせていただいております。

なお、これにつきましては、事務局として、一般住宅として申請されているものについては、従前より基本、農家住宅としての対応をし、説明を行っておらず、農家住宅で申請の場合、要件の確認を行っているのみでございました。

8月1日の役員会につきましては、ご指摘を頂きまして、農家住宅、1,000㎡の現基準についての申請者への周知につきましては、今後申請時、それから相談時に農家住宅等の規準についても十分な説明を行っていき、申請者に不利益を生じさせないように対応していきたいと思っております。

また、この基準につきましても、今後全国、それから近隣の状況を見据えながら、引き続き役員会、農政部会等で検討していくこととなっておりますので、報告をさせていただきます。

続きまして、4ページをお開きください。

番号5 申請人 ●●、●●、土地の所在は、●●、田、58㎡、転用計画の用途及び事由は、農地改良、隣接地の宅地転用に伴い、従来のも稲栽培ではなく、農作業の効率が悪くなるので、農地改良を行い、畑として



	<p>利用する、期間は一時転用、施設の概要は、畑、作付け作物は玉ねぎ、資金計画は●●、第一種農地、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>以上、3件でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件はこれをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地区会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長 8番 北山委員。</p>
<p>北山委員</p>	<p>この案件について、農地部会の方で確認いってまいりました。別に問題ないということで、承諾することに決定しております。以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。</p> <p>日程第5 議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の14番と、16番から21番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案7ページをお開きください。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号14 使用借人 ●●、●●、使用貸人 ●●、●●、土地の所在は、●●、田、1,800㎡、他計2筆、3,236㎡、転用計画の用途及び事由は、農地改良、果樹園として造成するもの、期間は一時転用、施設の概要は果樹園、作付け作物はブルーベリー、養蜂、資金計画は●●、備考としまして、第一種農地、●●水利組合の承諾、●●水利組合の承諾、●●土地改良区の承諾を得られております、なお、一時転用期間は6カ月でございます。</p>

番号16 譲受人 ●●、●●、譲渡人 ●●、●●、土地の所在は、●●、畑、586㎡、転用計画の用途及び事由は、露天駐車場、現在●●法人が使用している場所は借地であり、手狭になってきているため、期間は永年、施設の概要は、露天駐車場、計画区画は7台、資金計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●水利組合の承諾を得られております。  
8ページをご覧ください。

番号17 譲受人 ●●、●●、譲渡人、●●、●●、土地の所在は、●●、畑、227㎡、他計2筆、328㎡、転用計画の用途及び事由は、露天駐車場、隣接地の建物を、●●法人の従業員寮として使用することとなり、申請地を入寮者及び管理者の駐車場として使用するため、期間は永年、施設の概要は、露天駐車場、5台、回転場所及び通路を含むものでございます、資金計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●水利組合の承諾を得られております。

番号18 譲受人 ●●、●●、譲渡人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、2,324㎡、他計2筆、5,553㎡、転用計画の用途及び事由は、事務所および作業場等、既存施設の老朽化と効率的な作業運営を図り、●●支所と●●施設を統合し申請地へ移転新築するもの、期間は永年、施設の概要は、事務所及び作業場、車庫、1,648.5㎡、資金計画は●●、備考としまして、第一種農地、例外許可規定「地域の農業の振興に資するための施設」に分類、令和4年5月12日、農振農用地から除外されております、●●水利組合の承諾、●●土地改良区の承諾を得られております。

9ページをご覧ください。

番号19 使用借人 ●●、●●、使用貸人 ●●、●●、土地の所在は、●●、田、419㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在両親と実家で生活しているが、子供の成長と共に、手狭となり、申請地を父親より借り受け住宅を新築するもの、期間は永年、施設の概要は、一般収宅、99.37㎡、資金は●●、備考としまして、第二種農地、●●地区長の承諾を得られております。

番号20 使用借人 ●●、●●、使用貸人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、331㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在実家で生活しているが、子供の成長に伴い、手狭となり、実家から近い申請地を父親より借り受け住宅を新築するもの、期間は永年、施設の概要は、一般住宅、103.51㎡、資金計画は●●、備考としまして、第一種農地、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に分類、令和4年5月12日、農振農用地から除外されております、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。

10ページをご覧ください。

	<p>番号21 譲受人 ●●、●●、譲渡人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、271㎡、他計2筆、596㎡、転用計画の用途及び事由は、農家住宅、孫の成長に伴い手狭となった現在の建物を息子家族へ譲り、高齢者の母親が暮らしやすい建物と農業用倉庫を建築する、期間は永年、施設の概要は、農家住宅、住宅及び農業用倉庫、資金計画は●●、備考としまして、第一種農地、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に分類、令和4年5月12日、農振農用地から除外されております、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>以上、7件でございます。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地区会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地区会長 8番 北山委員。</p>
北山委員	<p>この件について、農地区会の方で確認にいたしました。別に問題はないという事で、承諾を皆さんでしておりますので報告いたします、以上です。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか、近藤委員。</p>
近藤委員	<p>14番は、一時転用でええん</p>
主任 山崎	<p>はい、農地改良として一時転用するものです。この農地の嵩上げとかをするようになりますので、それが終わった後には樹園地として、農地として使われるという事ですので、その造成期間を転用するというような格好で一時転用となっております。</p>
近藤委員	<p>果樹を植えるために造成をすると、そのためには一時転用でその後は農地として、樹園地でやるということじゃな。</p>
主任 山崎	<p>はい、そうです。</p>
会長 川口	<p>他にありませんか。</p>
近藤委員	<p>それから18番は、事務所、支所を建てるわけ、●●施設を併用すると</p>

	<p>いう。ほんなら、●●地区の施設を引き上げて、新しい建物を建てるということ</p>
主任 山崎	<p>はい、そのように伺っております。</p>
会長 川口	<p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第6 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案18ページをお開きください。 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 利用権の設定でございます。 新規19件、26,694㎡、更新4件、7,886㎡、以上でございます。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 質疑無しと認めます。 お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第7 議案第37号、農業委員の辞任について、この議案の1番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>

<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案19ページをご覧ください。  議案第37号、農業委員の辞任について、でございます。  番号1、辞任者 ●●、辞任の理由、体調不良のため、委員の任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日でございます、備考としまして、農業委員会等に関する法律第13条第1項、委員は、正当な事由がある時は、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することが出来る、とされております。  で、今回につきましては令和4年7月21日付で、●●より鏡野町長に届け出が出ておまして、令和4年7月21日付で鏡野町より農業委員会へ諮問されたものであります。  以上、1件でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。追加説明なしと認めます。  これより質疑を行います。  質疑はありませんか。  この、辞めるときに、ここで辞任を認めたら、次の残りの任期の農業委員の職をどうするかいうのも合わせて協議を、どういうふうになっとん</p>
<p>主任 山崎</p>	<p>県の農業会議の方に確認しましたら、必ずしも補充、する必要はないという事でした。期間といたしましても3年のうち残り1年程ということで、今から募集しても期間的に短くなってしまいますので、事務局としては、欠員でという思いがございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>質疑無しと認めます。  お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第37号、農業委員の辞任については承認することに決定しました。  日程第8 その他について、  その他、協議事項はありませんか。  非農地証明願の16番の案件の確認のいった分について計画図面のその町道●●線の道路の横にひっついとる土地です。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>●●のところです。</p>

会長 川口	でもこれ、断面がついとるということは、
主任 山崎	<p>区域といたしましては、網掛けがしてある部分、網掛けがしてあるところが植栽を計画されてるようでした、町道●●線から右の方にあたります、白抜きがあると思うんですが、そちらを計画に含むところとなっております。</p> <p>網掛け、色が塗ってある部分と色が塗ってある右隣の●●、それが計画に含まれているということでした。</p> <p>それで、当該の非農地証明願の件につきましては、この図面で言いますと、町道●●線の右隣になります白抜きの部分に該当するようになりますので、計画に、はいつてないというふうなことで確認をさせていただいております。</p>
会長 川口	<p>3年経って、入とつたら売買したい事じゃけん、持ちさえすればええいような考えが好かん</p> <p>まあその、書類的には誰が持ってきてどがいしたいという経緯でこういう話になって、一応こういうもんが出たら認めちゃろうとかいう話になるんじゃないけど、これから本人か代書人以外のもんは受付をせん方が、それとかその、それと一緒にきてこれを買うてこういうもんにするんじやいう計画をいうてくれるもんだつたらええんじやけど、買う分だけ来てするいうのも</p>
事務局長 小椋	それはもう、委任状しかない。
会長 川口	<p>そうしとつたほうがええことないかな。</p> <p>代書人は委任状持って来よう</p>
主任 山崎	持ってきます。
会長 川口	<p>買うて、買う本人が、こういうふうに計画するんじやいう話ならな、そこで検討する、それは、その農業委員会に、電話してきたりすることがちよつと異常じゃないか思う。</p>
近藤委員	これは5条の転用にしたらいいんのか。
会長 川口	それは思うたんじやけど、もうそがい言うて出せいうたら、畑を山林にする5条の申請を出すんじやと。

近藤委員	畑を山林にする。
会長 川口	あのままだったらいけまあいう話で
事務局長 小椋	役員会で
近藤委員	非農地
会長 川口	そう
近藤委員	非農地にしたら、そりゃ非農地を認めなんたら後は好きなようにしんさい いいうことになるわな
会長 川口	そりゃあまあそうじゃ 今回それをこういう経緯があつて、受け付けてこれに載つとるいうことは、認めなきゃしゃあなかろうけど、今度余計に持ってきた業者に対して余計厳しいもんが出てこなきゃいけないようになってくると思う。 規則通りのものをその業者がするいうんならそりゃ認めようけど、今の資材置場だとか、あれとかいうもんについちゃあちよつと考えもんじゃな。 どうでしょうか、承認することに意義ありませんか。
近藤委員	将来的には、認めざるをえんのんじゃけん。
会長 川口	そうなんです。 異議無しと認めます。 よって議案第33号 非農地証明願についての番号16の件については承認することに決定しました。 日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。
事務局長 小椋	失礼します、事務局の方から1件報告がございます。 資料として、お手元に配布させていただいております。 農業委員会に対する届け出の受理に対して、このことにつきまして、説明と報告をさせていただきたいと思ひます。 許可案件ではない農業委員会に対する届出について、前回総会でもご協議いただきまして、去る7月13日、役員会で協議頂きまして、今後の進め方、それから方向性について、決定したことを報告させていただきたいと思ひます。 まず前回届け出のありました農地転用許可の対象とならない農地改良等

の届け出についてでございますが、従前より別添で付けさせていただいております次に、要領を付けております。

基準としましては、平成27年4月1日制定の、農地改良の取り扱いに関する要綱に示された基準でございます。

こちらにつきまして、従前より事務局で受付受理を行ってりましたが、役員会等でも十分協議を頂きまして、今後事務局のみの判断ではなく、農業委員会の審査を経て受理を行うという流れをしていきたいと思っておりますので、報告をさせていただきます。

今後につきましては、受付とまずしまして、簡易に書類の確認、それから行為の内容、要件の確認を行わせていただきます。

で、届け出書に受付日、受付番号を記入し、受付受理簿に記載するというようなことで、これは従前、農業委員会事務局はやっていたことでございます。

その後、審査としまして、農業委員会の役員会において要件等の確認をさせていただきます。

こちらにつきましても、届け出の案件であり、迅速に対応する必要がありますので、随時開催とさせていただきたいと思っております。

届け出書の記載事項及び添付書類につきまして、記載事項について検討の上、届け出が適当であるかを審査して、受理又は不受理を決定させていただくというものでございます。

で、その表記載事項が記載されているかというようなことで、例示として挙げさせておりますが、そういったことを検討させていただくということでございます。

その後受理をするという場合には受理決定した時は、受理決定通知書を届出者に交付するというような作業をさせていただきます。

また、不受理の場合につきましても、こちらにつきましては不受理という事でございますので、具体的な理由を示して回答する必要があるということでございます。

で、その後直近の次回の農業委員会の総会で報告をさせていただくという事でございます。

で、こちらにつきましても、従前から今規定があったということで、以前からも報告を総会にてさせていただくということでもございましたけど、総会にて次回から確実に報告をさせていただくこととさせていただきたいと思っております。

それと、適用につきましては令和4年7月の受理案件より適用という事でございますが、7月の案件は、今のところないという事でございます。

年間、5件から10件程度ということもございますので、役員の方には大変ご迷惑をおかけすることもあると思っておりますけど、よろしくお願ひした



	<p>いと思います。</p> <p>で、留意事項としまして、農業委員会、各事務局としましては、届け出書の提出があったときは届け出者に対し、届け出が適応に受理されるまでは届け出の効力が発生しない事を説明し、受理通知書の交付があるまでは改良事業に着手できないことを周知させていただき、周知徹底していきたいと思います。</p> <p>で、協議会にかけられている届け出他でございます。</p> <p>そこに書いてあります、転用の届け出等がございますが、このマニュアルに従いまして、処理を行っていききたいというふうに思っておりますので、ご承知いただけたらと思います、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、一番最後に、4月以降の届け出につきまして、一覧表をつけておりますので、後程ご確認いただけたらと思います。次回からは詳細についても報告をさせていただきたいと思います、よろしく申し上げます。</p>
会長 川口	一時転用の期間言うたら
事務局長 小椋	3年ですね。
会長 川口	3年内で、自分で決定せいか
事務局長 小椋	ただその、今この届出については、届け出でいく分については3カ月以内です。
会長 川口	3か月以内、で別の一時転用については3年という期間を設けとる。
主任 山崎	4条、5条については3年です。
会長 川口	他にありませんか。
田淵委員	結局、一番最後に、6月中に申請したのが
事務局長 小椋	基本的には全部受理をさせていただいてるんで、
田淵委員	今までずっと現地確認をしようたのに、
事務局長 小椋	してないです。
会長 川口	事務局だけの判断でしとったということじゃ。

<p>事務局長 小椋</p>	<p>今まで現地確認させて頂いたのは、許可、4条や5条とか、許可についてです。</p> <p>この届出の分については、届け出をした時点でもうその申請者として義務は終了するんで、その時にうちは受理ということで現地の確認だけさせて頂いて頂いとったんです。</p> <p>それを今回から、もう一つ加えて役員の方に受理の審査をしていただくと、いうことを加えております。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>持ってきた時点で受理じゃないしに、届け出で止まって、それを協議して、それで協議は受理でえかろうという事になれば受理の許可を出すと、通知をすると。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>それで終わりです。</p>
<p>田淵委員</p>	<p>出してもろうて、その後農業委員会が現地に行って現地確認。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。会議を閉会します。</p> <p>それにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和4年第8回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>